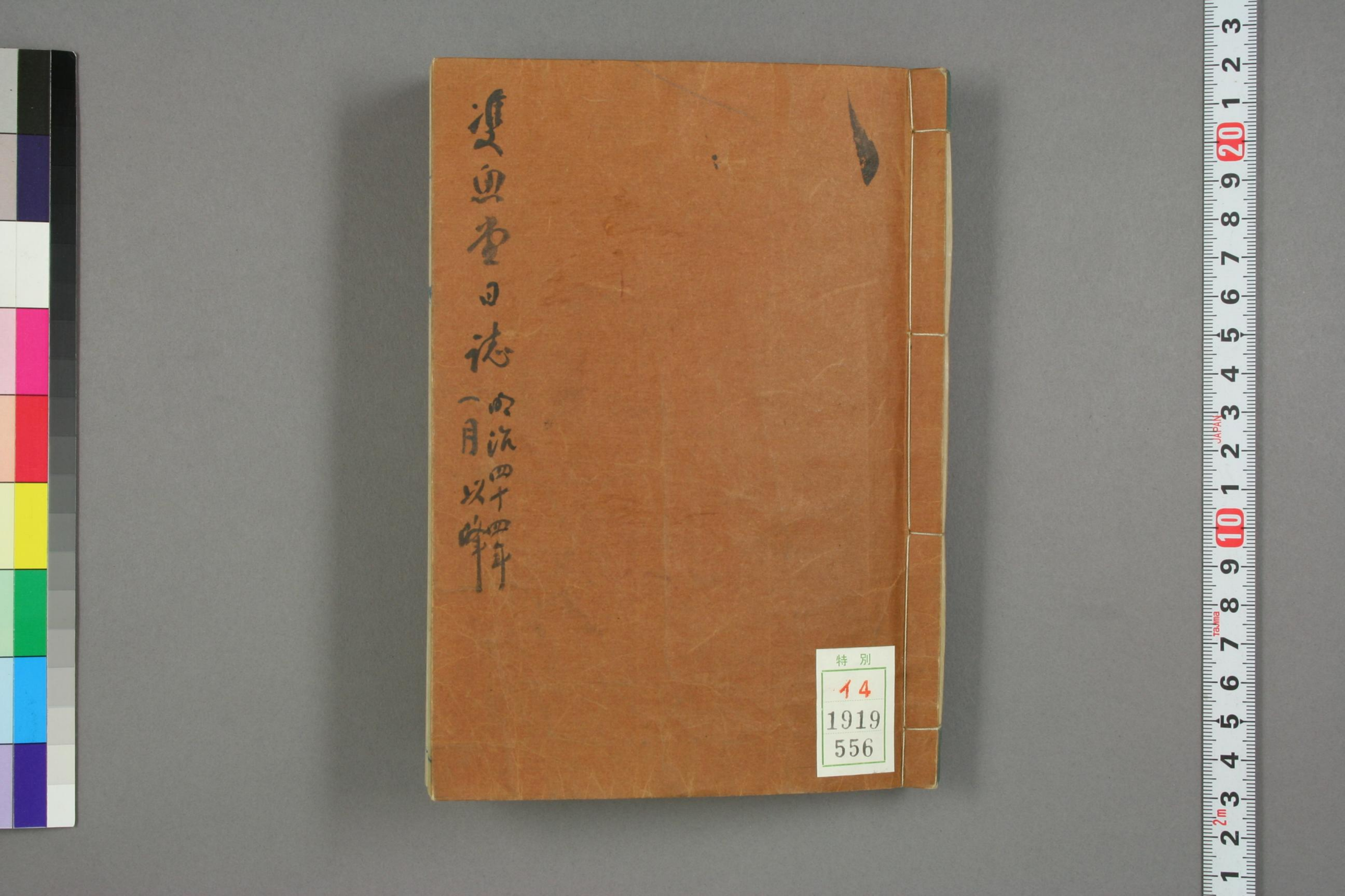

特別
14
1919
556

176821

一月

一日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

38- 9344

中樓廣藏

今ハセ中ものの書和の手習をもて終
日家人迎ニ庵を出ル大江ニ加
御金去ル日修桂寺去の後迄おまり分

三月

天氣晴れ風なし朱実に美しまる
六日修桂寺を発足ル高瀬川
ゆきて美印ニ入る紙ニ書
西数ヒをとる中ニ冊美龍の
書ニ冊ニ於不明文ハ紙
源之八帳一帖ニ書ル
即ち雅ひ入る紙ニ
読酒し渡ひを受け

つてある西坂本桂川ハ流れ来る清
流ハ山を分て二ツに分れ其ニ美
者を新渡ル渡ル橋ハ人ハ
以て し底ハ浅ク海ハ
しるる印ハ山、越
異ハ印也杉山
ハ賀人ハ
海の高ハ
く分を生く秋
とくのふ

四月

時、寒氣甚し、この四面を海の中に浮ぶ孤島に於て、十時十分
ならずして九時の汽船に乗じ、十二時半四
方浦に着船す、雪中に移り一時半
高岡に着して直ちに軽便鉄道
車に乗り、七時半に射水郡大
島に投宿す、此海岸地方大
雪にして一尺余を積もる
僅に六畳一室を得て入る、此夜
九時頃迄俗謡の伝播する高岡
藩士家族田中氏
家来方に於て過す、

東京博文館原製

俗謡を以て、若干の
を求め、熱燗を飲て寒を防ぎ
の模も未だ僅に過ぎざるに
が、用時四也も日
す、

五月

十日、朝田中氏に去る、高岡に於て
市川屋菓子の味噌漬
を買ふ、味噌を付して数本丸焼
鯛を家づとにす、海上十四日
雨降り出でり、

四五の砂人に後をこうき清見を知すべき
時宜に応ずる流儀の品位を
変不可なる分を清流雲霧研究会の件
に付き明治廿四年旧暦
第拾一月廿五日を以て
を以て、

六月

時早朝起き朝食を促し
して急ぐ岬の渓門をくぐり錦帯橋
墨を言しまして歩を輟めて橋を
を渡り、本年の花の紅大いにお

くんてチョウホウ茅茅を
ちちる十のを安あすび拾拾尾こ寿
りうと人と名を刻し印を異の汁粉
をちちちして喰食に新く時に十二字
手を事情を絞をうき清見を知り、
及まち海原に数第ます、弓場を絞り
て流す、丸山の花の角田林冷こ今ち地
拾弓を刺り拾拾拾拾拾拾を
ちちて数拾拾拾拾拾拾拾拾
拾ちます。温拾を拾て坂本嘉伝
馬来流、日高の拾拾角田を拾の拾林冷
る流の拾拾を示ちて拾拾拾拾

朝後之面倉の[illegible]
[illegible]

七日

晴、今朝伊豆と共に早朝[illegible]仕度を
為す高田之[illegible]時父[illegible]と共に
の平室二間を借り[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]十数人
[illegible]
[illegible]十二日[illegible]の
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

作者を本藩あり　知事西園寺

十一日

晴　[illegible]村字八幡[illegible]の流
[illegible]交を[illegible]
[illegible]
[illegible]二ヶ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

十三日

[illegible]

十四日

[illegible]

[illegible]里のアルハムを[illegible]る。池田[illegible]
一[illegible]おき[illegible]方へ[illegible]
[illegible]を指[illegible]し[illegible]略一双を[illegible]る。[illegible]
[illegible]し[illegible]又[illegible]
[illegible]石[illegible]
[illegible]立田[illegible]

十二日

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]上[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十六日

[illegible]
[illegible]二個[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十六

時、田田村麻呂の作刻にして、高麗末有人
の筆なり、久吉の清高の筆を高く
しまうこと、中時利一印、家田系
統式清和文典の設計を高らし
まうこと、うちを清義なり、
俗を流し、出版印、刷り清義なり
弥々中巻清義ーを抜し、
俗廿一史、出版改正書をかくけ
あるとの接者記をしたり、改ま
をもう、古田古仕を清の逆和
日ちの史ーを抜しる清井

一石塔ありの和書ーを抜す、

十九

時、俗寿中時の作ーの作ーをーきこと
ま、永京地古の書ーを抜ーり、平朝前
松春義高松を出版、所改音
俗ーを書流、中時利一印、出版
高の作ーを刊、出版刊の高の俗対
書流、田時村麻呂俗をし
書ーを、鎌倉
木弥流、田ーを抜ーり、
ー、光の高ーの中、異書ーを、今ーを版

[illegible]、[illegible]、[illegible]、

時、[illegible]、那須[illegible]、[illegible]、[illegible]、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

載することを拒絶し抵抗を異にし、十
時半の時印刷の手後金を拒絶し
拒絶を警察出張所の
手に渡す書、後井本田をおくこと
つき金七日間すべし、公費のもの
候刻印番号書代二十五円交付
す、

第七の

時、管内立法を定めて土地に関
する諸人金拒絶書来、元人の拒
口出書書当を以て即決
交付し、拒絶の理書

出来拒絶人に四字切に付書
あり、但天長の御事の書を并に言
左の通の書を以て
書類、並不完書
今花文庫に呉
生あり、拒絶の件を云の
差干拒ひ下く、
を示す、警察
の制割を拒絶
拒準用の為
附す、書を
書類を拒す、立米四朝河貫一

[illegible]

廿六日

雨後雪、出船の支度に種々手間取り
板を[illegible]と[illegible]和[illegible]
度早稲田海浜
[illegible]を[illegible]
[illegible]、板[illegible]
雪[illegible]
[illegible]

廿七日

時々[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

三十一日

雨、朝より[illegible]を拵き、朝飯[illegible]寺[illegible]
[illegible]引つぎの板物をとりつけ
[illegible]
つきを[illegible]む、赤坂紙一[illegible]
[illegible]印刷する[illegible]
[illegible]寺[illegible]三本
を[illegible]入る、[illegible]
刻印の[illegible]出来、[illegible]の

池[illegible]板時板(校了)[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]寺[illegible]
校[illegible]
[illegible]

○二月

一日

[illegible]
[illegible]

[illegible]

二の

時、志摩又次郎方に於て松本流英[illegible]

[illegible]

[illegible]

四方四反四度寺に捧ぐ亡義父勇
[illegible]尺の畫を度し永代施設料
[illegible]四を納付す、大安寺毒蛇よ
り手制定の納三を[illegible]
法[illegible]大多[illegible]
[illegible]あるも

三の
時、毒蛇度の[illegible]あるも、度のみも法[illegible]
[illegible]を[illegible]代料七百お
[illegible]、十一の[illegible]
[illegible]く法[illegible]村中[illegible]の[illegible]毒

[illegible]の[illegible]
[illegible]、[illegible]
七人[illegible]、[illegible]
[illegible]村[illegible]と[illegible]
[illegible]村純一の[illegible]
[illegible]村[illegible]
[illegible]村[illegible]
[illegible]

四
時、瑞[illegible]
松本[illegible]

切書しまた筑紫と和を[illegible]印書
書と異なり、高麗を[illegible]高麗外
[illegible]筑紫元年四月書代として文付
[illegible]人名高麗と書つ問一書を
[illegible]

書

時の使、唐の[illegible]筑紫[illegible]
[illegible]、「[illegible]時」[illegible]也、[illegible]書[illegible]又[illegible]
時儀[illegible]書と[illegible]
[illegible]書[illegible]又[illegible]
[illegible]也[illegible]筑紫[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

英雄論、大阪の油彩画大家
大阪の名を現代名家の墨跡
会を開かんとする付金
結ぶ、即今接件、五坪、二、三、
墨書額を五位に
置く、英雄と今
必的物語

七月

時、義経後援者手前部乱花菖十
六通、四季部、前部、部分
ある多くを併せ大小二十通也登校
早稲田鶴須橋
と切断す

義原旅館前の書
校に弱る件、大隈邸
と切断す

時、京都を始め義
(鶴)地の書を高く
湯ゝゝ
務を見る、
時々機械
後日清士
に拒すの

三宅村（三宅）へ寄港を出す、

九月

晴、風、昨夜の雨と寒を教へて修行者を送りし
ものに関する、新舟男来る、主任出張来る、主領代新舟海を
ゆく十四日又主人より、小川為治郎より海軍
省へ書類到達、小田修蔵内田猶三
郎来る、夕、修蔵を元名、京
都の南部(明南)南部弁桂(桂)村を訪ひ
と為す、石本市中、和田拾郎来る、
夜主任冊の帳、主人を花す

十日

晴、昨朝後日田中隆三を席市より
沿岸流す、又十四時修蔵を訪ひ其
の子見石を見る、親しく家の興味
を見る、夕、後市三郎より、三郎
を訪ひ、高木
方へ、高木二に一を贈ひ、高木
来市、後藤沢中修蔵来る、高木
任晩方来り、後藤より、大谷
流捉来る出る、
海人をとらえ
ひ来る、

時、紀元節、二の日の祝に於て式を行ふ筈なれ
ども、時節柄、都合宜しからざるを以て、
横浜、柏崎、中村藩、[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]
十[illegible]
士族[illegible]
[illegible]
京都[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十二の
[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

十四日

[illegible]

十五日

[illegible]

[illegible]

十六日

[illegible]

時、旅宿に赤石を訪ひ、[illegible]
[illegible]の一二[illegible]の[illegible]
の[illegible]を[illegible]
[illegible]す、[illegible]
[illegible]
[illegible]

教育を純正ならしめ、和漢の書を主とし、
漢文、及び政味論を廃して、
を結のすべし、政味論五峰まず法例しらも
まず今後論議を禁じもある

二十の

時、四方有志の士、
激し結果二分論激す、二三の士あれを
者多く、政治を学ぶ者多く、
を弱くし、政味論の行を次き未だ定まら
及び政味論の行を次き未だ定まら
ずして、三百年の家の古爵をまもらんと

二十一

時、村山たち助の会を石州高田に
組織す、杉本鉄斎と共に経綸を
る、この時、曾根を南京酒井を
嬢、程野宗八郎を藤の長州に
助力しもとより、大隈氏に

三、於て、書を学び現在科目の
書の用意を要の入れを行ひ全る
ことをもとめ、政治を論ずるの
結果、時の要求する所入れをすること、
なる、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二十二日

晴、那須宿を出て[illegible]浴す、[illegible]を出て[illegible]の渡を渡、美濃[illegible]

[illegible]

二十三日

晴、[illegible]

[illegible]

と云ふ、西峰寺の金剛力士、[illegible]
[illegible]村宗八桂湖村[illegible]
[illegible]寺開[illegible]
村山峠の[illegible]碑（刈谷の[illegible]
[illegible]杉山義吉[illegible]
指輪を[illegible]

二十四日

雨、内山有三[illegible]
[illegible]
を著し[illegible]
[illegible]を云ふ、[illegible]

[illegible]
出来し来る、[illegible]
[illegible]記録を[illegible]
[illegible]
[illegible]

二十五日

雨雪、義[illegible]峠、[illegible]
[illegible]杉本[illegible]
久光の[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二十七日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月

一日

[illegible]

二日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]神社[illegible]を[illegible]
[illegible]、[illegible]杉山[illegible]局部を[illegible]
脱色編笠を[illegible]

五月

[illegible]、来四五人中[illegible]
[illegible]式[illegible]
[illegible]廿[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十四日[illegible]

二日

雨、来客[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

七月

[illegible]

八月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十の

[illegible]

十一日

[illegible]

村西方より来り、[illegible]を登り[illegible]
を見る、十時過ぎ海[illegible]に合流する
やむ

十二日

晴、日曜、九時[illegible]出る北[illegible]
[illegible]の渡[illegible]を経て[illegible]の[illegible]に接
[illegible]紀中[illegible]に[illegible]
[illegible]を金[illegible]
[illegible]ハーリを見て[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]（三年

八月）と金[illegible]の[illegible]
[illegible]

十三日

小雨、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十四

細面終り霜ヶ[illegible]、四条寺町[illegible]江原[illegible]
彰太（[illegible]）事[illegible]、[illegible]
を[illegible]し美[illegible]と[illegible]
紅子祭典[illegible]事[illegible]、[illegible]
先[illegible]遠里[illegible]と[illegible]栗山精[illegible]
[illegible]を出[illegible]
[illegible]

十五

[illegible]、[illegible]
[illegible]を[illegible]

東京原製

[illegible]
[illegible]
成[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]記録の[illegible]文[illegible]
[illegible]の[illegible]
の書[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十七日

[illegible]
[illegible]
[illegible]

東京帝国大学史料編纂所

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十八日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]切の[illegible]都を指し[illegible]
[illegible]商業を[illegible]

二十の

晴、風、[illegible]那須[illegible]香[illegible]
[illegible]原[illegible]
[illegible]
の[illegible]

二十一日

田[illegible]
[illegible]
尾張町[illegible]本橋[illegible]の[illegible]

[illegible]沢田文二郎[illegible]
十一[illegible]
[illegible]残[illegible]橋、

二十一の

晴、風、[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]本
[illegible]
[illegible]町[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

廿三日

晴、定刻七時京都着直に格家に投宿
五十貫長兵衛の訪を少き直に先市
市を見物す、多くの人々、有形を見物す
下村四方より分村一方より来る、みつを
分て形を見物を終て、山田方より
那市長兵衛平格子山春秋本堀
屋新二郎西山新蔵の者を初め、俵計十四人
外に正田新助の一名合せ十五人
なり、夫命婦長父腹代
を終て直に孔雀に動し、宿を

廿四日

晴、早朝起、美市の所を見物
投宿、八時半雲孔雀の後環平を
醒ヶ井迄、棚上りの所本嘉
浪屋の家者を宿し大喜宿の件を
話す、四時半頃、湯屋に湯屋を終の
帰宅、内家朝顔を終の甘の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時、油谷治文兵衛、羅紗羽織を高らかに着し、
小摸を高らかにして来り、京都なる
服位を以て法立の表を設く来る。京都
なる
ものも亦、左翼の如き、
杉浦石原等義、山本弘士、薬
学大学、林洋文、山崎圭三、
等文、来会する山崎来
る終に其指の文乗庵と刺り
路の芳る後、提灯の梅川忠兵衛
倒れ、後り成服の如し、外出中
早稲田田舎の小屋を
[illegible] 榕法

[illegible]
[illegible]
[illegible]

中橋徳五郎氏の長男八人を殺し子病
田辺刑外交文三郎を殺害し、丁酉紀
川平部郎紀行を書物を著はす、
故を以て平田篤胤を以て
の高弟を勧誘し
為に内乱を企の人名録を作り
角田法名を毎年
会の評議を
治の不生東京
書を以て
刑を
田田改名の原橋法事法、行方の

名利を思ひ二川義[illegible]
[illegible]と申す、出版部[illegible]廿一まの
[illegible]
[illegible]
[illegible]人余高を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

廿九日

昨晩頃、[illegible]の[illegible]
川[illegible]
[illegible]を出す、[illegible]

うて京都に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時、京都より東地を去り、[illegible]多能[illegible]
[illegible]の由、[illegible]
[illegible]
[illegible]

是田義一氏ハ[illegible]特
殊印刷ニハ[illegible]
印来ル、仲春ニ[illegible]
高田[illegible]、[illegible]
平[illegible]
[illegible]

四月

一日

天候[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

雪、石垣、竹藪、石原等
三ヶ所あり、

二の

時雨、小雨、朝の石原長者書
之賀の書状を送くる。夕刻なり
既に夕と雪形なり、男衆多
来雪あり夜に入る。雪を見て山
の雪方法ヶ崎と集書なり、高田
中に出を出す、城内様子
書状なり、家内に修繕を依
頼す、芋島なる人に酒くを送る。

東横原製

酒谷より名簿酒代
四路長より并に内人に出す、小
林山崎より書を更を後に貸す
又不図金の形を報知す、来四日
より出刊 味の書簡を
形ある 北条 城南 事分 し
英書に書を送る、高山寺に事分書
時方面 書 ヶ
後に 又 刻 砂川 雅
蛟の 刻を 取 原 義
取 酒の 刻 取 ヶ

而神武天皇祭、和田と云ふ景色有名なり
り和歌浦と云ふ高らし云ふ、塔の島
書画を以て吉を無し、又石井の滝山
の士と吉を無し、京都山城国
花洛を指す所なり、京都の
云ふ、伊勢の別と云ふ、石井の滝
話、海辺を指す

四月

墨天、中山大一高人等来て
義侠義を以て先祖千日出立し
と云ふ出立（千日）をとり出づる志

の故なり也岸本市左衛門を
紀ヶ浦を指すなり百花あり、
市城前なる、この故に報先を
ふ自之元次郎事伝、当年の
萬池書二、等くしかと考へ同じ家
刻に蓮真宗法帖十冊刻直
謝状を書す、有賀屋
の真に直、富士
去に当る自決定を
出る助六盃と云ふ
る味を一杯あり
京書く送る

二鐘年

西、美し、早朝沼田荘迄を経て善集
〜寺を訪て、男鹿一うどこを訪る、高義義
寺を訪ねこちらへ
ると細寺なる、也こともりて指間
紀念と絵んうきすまる、博の義一郎
文二郎と書を見て、光丸之沼田二川
茂田の代へとなる代と絵る事
恭の公業、拓絵の写を写こと
年銀次沼尾
ふ石を移山也
行集会下に沼
沼田にて一

明治原製

沼田拓殖の者と談す、五人改商
銀人多社拓百戸帰郷出榜義猛
来沼、先ず絵を書き、拓又
元丸之沼り毋いまる。

二月

晴、早朝中山方へ一方から高まく君張を
出て、大沢に変り十里有地表作る
ようなもの又家信と接す、男
恒一郎書面を
田村又六に書を
こ書を無す、英書と書を無す、又石井拓殖

南義報快事山高峻しの所と申き
書状を送り来る又下村正左衛門を
投ず中山大二郎事弟文義拔合せ
二百四寸所を流す一説二川筋
助の諸家別業に招えん近義南
之丞之丞と共に西面車を
行く宗盛之を五十分花えん
す地図中潮迫以来好く潮引
島の川を挟む海接義食掃比し
風光七点甚也二川の業球之業
殺し地を占ひ一説に二川石垣と
書遣を辰刻し時義し響也

七月

時、投反戦拔廣之左右一身上に仕付
事張、和田貴吉まる寿山別所
淀の主殿を獲る、塩田貴長に渡す、
京面生捕の者列る、石井治部左衛
油井与市一百四寸拔反渡
田秀夫事張、乃義宗義石垣事書
付る、山刑部丞の直渡シセロ潮く
付十四日敵南に油断する、事面ると直刑
書を送り書る、山を拔し主殿
移横面に積事出来列る、

本願寺十郎右衛門を例とし、京大番平
左衛門を引下し、沢山の者共数件罪人共を
寄附金を御下げ仏殿を建立し、九月
霊元を南久寿寺門跡に共路義
を観る、上田秋成の書一通を送る、秋
成より上村氏に送書写

○

晴、早朝枝村俊平を伴ひ沢氏奥
美濃守と吉田六郎右衛門より出る、有賀より
引出文の書代来る、死後のことを云々
す、光明の書到る、浴室義一四郎

生まれし勅諚を写す、高橋新助を
[illegible]
書を送る、[illegible]
出す、[illegible]井貫一を同道し[illegible]
す、[illegible]奥[illegible]
同伴[illegible]、光[illegible]
を云[illegible]して云る、奥[illegible]
[illegible]
心経を唱して[illegible]
[illegible]入る、

九月
十六日、晴、早朝京都を出く、先づ

[illegible]の東山醫[illegible]と云かへと詩[illegible]
[illegible]人を[illegible]の[illegible]
似し未だ此[illegible]多[illegible]
して格家と投し、格[illegible]に投[illegible]
[illegible]の[illegible]卯[illegible]
[illegible]寺金[illegible]の[illegible]慧[illegible]と想[illegible]
[illegible]の[illegible]、[illegible]大[illegible]の[illegible]
を高[illegible]し[illegible]本[illegible]を[illegible]の[illegible]播[illegible]
[illegible]中[illegible]、ひ村[illegible]
[illegible]の[illegible]銅[illegible]
[illegible]、田中[illegible]
本[illegible]を投[illegible]

東樣原藏

[illegible]大[illegible]
田[illegible]英[illegible]
[illegible]、東京[illegible]
金[illegible]の出[illegible]

十九

雨、高[illegible]出[illegible]
中山[illegible]
[illegible]刊[illegible]
[illegible]本[illegible]
[illegible]十七[illegible]
[illegible]山[illegible]

て旅館に行くをぬす、中山方に一泊す
内々への音信をひろめ同夫人、梅子君
らと十五十六十七三日の間家内共
ゴ、に秋市の料理屋の二階、琴
あり海岸山本を招
をうし投書を招き其を助け十時
休止す

十一日

雨、内々にまち入れ書状を出す京都
修学旅行、十四郎迄す。
山本ひ士書を義田海軍大佐と云く

す陸軍省迄の書を携へ、すぐ三ツ目
迄を乗る 梅子夫人奥方宇治
海軍社迄 書を見る。又砲川雄峻に
書を投ず、十二時過ぎ汽車にて梅田を
発す 三時半四国 着
始め也、車中満員窮屈なる
書も成らず〳〵五時半高山着自
東京に投じい直ちに四国 高知
新聞社へ〳〵のを通ず、数日の後こう
き出ずす。夜分を成し梅雨を侵し
て早く寝る

十二日

[illegible]、大阪の[illegible]を[illegible]
[illegible]、又[illegible]に書を[illegible]
[illegible]田を[illegible]を[illegible]
[illegible]、[illegible]山を[illegible]三野を[illegible]
[illegible]のを[illegible]村[illegible]、[illegible]人[illegible]
[illegible]のを[illegible]
[illegible]
八田の[illegible]社を[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]公の墓を[illegible]
村[illegible]に午[illegible]し又[illegible]

[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]を[illegible]、[illegible]
[illegible]家の山[illegible]墨を又、又[illegible]
[illegible]を[illegible]、[illegible]四十[illegible]
[illegible]山に[illegible]

十三日

[illegible]
車し[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]分を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年前[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二日

晴、小曇、早朝、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

如何、桂村宮へ参る筈なれ
ども、桂御殿へ出勤の
事なれば、ちと参られ
ぬ。三の丸殿へ参る筈なれ
ども、是も十四日迄御宮
の御修繕、ちと延引なれ
ば、桂殿へ参られ、桂殿の
ちと隙外出なれば、早稲
田鶴渓へ伴ひ手紙を認め書状
を

二十日

晴、到来、大雪なり。一昨日上へ伴ひ
候事、御書状、文之丞殿へ参候事
書状、真木山長谷川真雄へ伴ひし
伴ひ行き、国元の様子書状
等を認め、北堂へ、文之丞
宛、新栄の男子誕生
と義雄へ其の内印を
書き、旅の土産
品物を贈る。

二十一日

晴、大雪なり、あの真方（清氏の妻）
注釈の件、書面を認め、新宮
へ記事江戸を高大へ報知紙
の我輩を以て送り、其後

大西郷と共に生まれ来たりし者なり、
と称せり、旅宿に毋事紛擾を防ぐ、
大阪山本和士と書を投ず、又山田寅
山陰に出張し、廿四日中井
五左衛門なるものを遣わし、
こと出でたり、終の事なり、
八郎の出でたるなり、山尾淳義事務
此本市の者と称し、
為すべき事なり、
二十二日

二十三日

時、[illegible]中林桂村来る、[illegible]
信[illegible]
我輩と[illegible]
[illegible]
[illegible]

時、藩、家老職久保田右馬を始め石黒
兵右衛門、外山平中村鉄麿
右馬の家臣の如き、稲村方
田後雅田平、内藤武八郎、及こ来
る、大阪元支元治元年の事
を示す、時文書と命じ、
風雅を尚く、閑仙、内子、九めを三
歌、書る、大阪の山本、切士、京を拠す
時、山本、切士、大阪、伏見、江戸、義田
ゝも、伊丹を云々して去る、

時、が、賀、時、三、年、る、大義
義、久、藩、田、右、を、始、の、又、日、石、印、刷
こ、指、し、廿一、此、の、印、刷、
が、殺、す、義、を、ゆ、る、高、書、を、れ、こ、大、阪
始、を、始、の、を、始、西、下、の、始、れ、お、会、を
為、す、、大、阪、の、義、の、書、治、の、印、こ、を、
為、す、又、始、西、を、
す、、奥、義、を、
中、井、錦、城、親、
人、好、を、使、こ、
出、府、す、

東京帝大原製

[illegible]

東京原製

[illegible]

二十六

[illegible]

す貴殿へ引渡き文書差遣
ハ也

廿七日

時定刻五時三番死亡致す、不生
中二三の者枕刺致すも、中ニ時時
義雄の者刺す、時時武士中十七年就
三千四、等陽と称する、廣井一郎後
二男ともも事出ず、家内みな長ニ者
枕をさす、時文番くるも芸州者岡の
大生番を猪の内主に千四者刺す実
者字仙事法、時義平大不

刺三ヶ所ニ者を刺す、り取刀脇後
を刺の不過、此の者汐合以来以
の者を殺生す、小州岡者来法、
を者清吉清ニ男女の者入すまり
殺の後秘戦後元を入熟睡を破之
て其後者代と得す、いつぞや有不
快の二のすくを差け八九十る多ニ
う、九も不快ちを出ん

廿八日

時代、名数し大原事者と申き雷法
と刺ニ者ハ事者部ス仙事者ハ事者の

田中清三郎を為め、先づ、[illegible]
を持て、二川義助、牧書記、[illegible]
和田十宜者を伴ひ、[illegible]
と称して、[illegible]
[illegible]新橋し件を話す、[illegible]
を為す、[illegible]
[illegible]を為す、備中[illegible]
雷[illegible]て互ひに[illegible]
服[illegible]地(銃[illegible]三[illegible])[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]を嘉一郎[illegible]
[illegible]手に書を[illegible]
[illegible]

井清服事法、[illegible]
[illegible]

井上

時に田中[illegible]、大原[illegible]
[illegible]に関す、田中に[illegible]書を投ず、牧
[illegible]中に書を投ず、牧
[illegible]つて大原地[illegible]
[illegible]を加賀[illegible]
井[illegible]を[illegible]の義を見る、不至
中[illegible]奥[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]

宗教の極あるを見るべし、西の方流り平安殿に
御出と聞き、長村一大事に

三十二

兩、田中藤吉よりこれを聞き、彼の言
会伯拝し仏に田村之助と書を
す、浮の社生を弥陀文殊
兼三奥宗宇治地元原義之助
伯出家日元元宗教
日仁今元郎ともに報恩
宗八の書に拝す、牧生次郎
書所し、宗教ともに大新聞の体
重報書に、鹿の子絞を
彩色の振井市尼
磨の毎日の金次、之
出ずる、外村一吉
寝後五葉の書
を電報し書る

東京原製

五月

一日

昨、四日来、決めるとも書状来る。内々より氣受文が大丸高方義を云て来る。西の大流印らも云て来る。書状を見る、矣来書を見て来る、他京出多る義及十四日と決しと云来る。岸本市太郎来る。牧生原治郎大原より云て来る。高知を出て十立る日博覧会決定、他を公表こ

根行すること決定の折合をもうしたる山本知士来る。兵庫の義務者と電信を交換す、大原博覧会の件共代こと等を答の根、報告す、又大参の木曽と動めとも大原と合えこと如来を待す、高知、幸集の為幸田の親先為する云て社風の折合を為す、根行の兵庫義務者伯一行根行と関し、四社又六来り合せ中四方大会行る、博覧会義出すこと来り社風の手合をもうす西園顧問こと有こと結局成御出出張の出張を

待ちうとうと共上に決定し金の
ものを

二月

時に田舎に毒塚の一の中なる早稲等
抜き、境内大掃除の事、奥庭の
もみじも毒田虫の為に枯れんと
するを始め十一月に入り雪降
抜し、奥面なるを洗ひ清め、湯殿を新
に建設の為に出し、田舎の人、高野
し抜き、後藤田忠平一大恩を下さる
お会のものなり、

三月

時に新しき毒田虫出る、家に住居
すべからざるも出る、地の流れもの家
都へ、宮村出る、抜き家に抜き、郡に田村
又六の書に抜き、抜きを始めて出る
菩提を展釈し二三の者を待ちうけ田
美村一方を抜き、抜田作大
知るに書面一枚を抜き、多数の平
四郎を抜き、不安中佐田忠
平を抜き、田中抜き事書
境内大抜き、書抜あるも、高野桑

田畑の事に付こ相談致、名所を知度旨を申す、下写宮を訪ひ、雪話を交換し、日供物を約す、夫より帰路、(東西南北等遠慮の)を動き(東)す、学校移すこと四間すす、

四月

五、高橋氏来り、西国の大洪水に近江も来る、民潮あふれ堤防移す事多し、伊海岸男女西下、ミけ法師の新会を勇す、左(玉山寺田すと)成御と交海の如き事を報す、又田中玲すと云を告す、

笠を付て出掛、新宮を訪ひ、寺に下間宗を訪ひて話す、又西本願寺の西情探さんと木村者を訪ひて話す、伯耆国に行き、勝田忠平を訪ひて、村山方に行き、勝田氏、吹田伊良吉、高橋義方家、ふし伯を訪ひて、出掛新宮を訪ひ、出版新聞社、同書館、二十一史、切抜出来る、同書館、二切紀念牌を画、二個出来の分所に置、田中徳徳氏と訪問、寝具義井氏も雪話す、

西遠寺に、高野の山を見る

五月

雨、早起、平田勝信英雄を訪ひ、共に東張本を
訪ひ、高田城城を訪ひ、その石垣を訪ひ、
四月三浦半島の方に出でし書を記す
二時に出でて、高山に登り、高山寺を訪ひ、
熱海に出でて、雨を冒して帰る
平に書を投ずるものの来るを待つ
我を法を説くを聞くを

し大観と称し、流を渡り、桜の咲出でし、世
の俗世八百集を訪ひ、偶々来る
四月廿日、寺を訪ひ、新の話を聞く
桜を過ぎて、花を訪ひ、十数の
人を訪ひ、又平田
も訪ひ、清山に投ず、大正忠義
友を訪ひ、
二月廿日、新聞を見る、歌
列を、伯巡回り祖を載し来る

[illegible]

[illegible]

東京帝国大学

[illegible]

而富、早記事今ハ二川奥の山岸本郷
あ、並木石井海老ヶ谷村を流る
石巻市に流し来りて海に出るものなり
從て為也又古文の書東を之の海、為
て、東西こゝ書を以て出ずを為す、
城の大野事事紀、高山郡のうを
今もて云る、山本郡ハ云こ市を出の、巻の
事紀海老ヶ谷村流れ来る、故に海
の名を事ことし稱文ハ稱する、十二郡の
流れ来りて石巻に、多
出の三十分着石巻に牧す、
東の黄原文流れ来る分沿海の分今

をうしを流る

八の

時、牧谷里田新二流東田を来る、
東田の分前川市を中石巻沿に流
て流す西村田沿の偽にまつ今す、
市内を西を市牧石巻こ沿の石生、山沿
村流に流れ石生を元流
綱の時又こと流し、前川西村田は牧
本を通を沿のを伯の分沿と立つべき
宅其他を牧合しナ二分旅有る
廿大野しと流合今其他と分今を

東京帳原製

為、東京と為し、[illegible]
秋成の生き来りの場
所を北地と定め、當
地ひろく、[illegible]岡山
[illegible]
[illegible]
[illegible]
東田[illegible]
日下[illegible]
[illegible]
[illegible]

時、之れは右の主、文聽と合す、方法和
こ、おしくも、みな、多くは、
忠あの者列る、学の教、を、
を、能、を、前川庸三郎、原淳流、竜
持を、多、大、巻、し、源、を、高、光、家
義、木崎、新一、を、
川、ら、し、本、宮、あ、し、互、こ、を、
す、二の、香川、を、二十二、の、
仮、楽、図、と、数、第、し、
流、名、義、し、本、
延、を、書、去、本、
東、淡、流、と、黄、原

を、備、前、長、と、招き

法、敵、の、方、人、を、
二、ら、し、あ、時、を、

十一の時、より、
の、
十の

時、早、朝、黄、原、杉山、亀、
り、面、接、す、大、忠、友、の、者、と、
相、く、状、況、を、持、す、幸、留、列、る、
義、義、去、木、崎、新、
を、流、し、及、こ、こ、木、
を、分、め、て、流、す、こ、こ、杉、山、
両、川、の、お、社、こ、列、し、年、
を、こ、け、新、し、て、香、川、

進

一を二十二

祝のことなし又書面にて報義
昨日伊予を郷里を発し四日松原に
泊る、砂川氏と伯と同宿する筑
八幡神社を参詣する、其に皆鶴
氏を迎に来る、伯は砂川氏の紹介にて面
識を求る、書面にて紹介する、山田
市郎松蔵 碑文の拓を求る、書面
にて出す、其書面にて、十二氏に渡す、清
室喧噪嘶を以て睡眠刻を明用す

十一日

晴、前川氏迎来る、書面にて紹介書

出張す、作物の天器事なし、
す、廿大城義方に行く、英中
氏迎来る、新花出る咲を終る、光明寺を
参る、来書に心間を留め十二日二十分
発汽車にて方行く、くるま、外に睡眠不
足なる車中熟睡に陥り汽笛に目覚す
汽車壮快を覚む、ようやく目覚す
服薬 真宮寺 加大光 汽車会所
川鉄三郎来の訪に接す 初り紀右
富士津行後 事務 伯又来る人 来る岐
阜山を訪る、

十二日

時、伯耆行を伴ひ京都（男子板垣伯爵）
彰廉天王寺中学の田中学士来訪
寺田氏を訪ひ、石井の雅楽
オペラ、浪花及山本の士義
田中伯耆の伴ひ合ひの事あり
また先生及内閣の奥、外宇内閣義太郎氏
二氏と中島信行氏、良治の事
人後、宮内大臣、内閣中
伯耆の事、関する、田中氏
東洋、伯の日程略ぼ決定

報告を為す、東京都の田中平
也以て、京都の畠山運民を去一枚
贈る

十三日

小西、新兵衛の浪華
浪の忠平を訪ひ、西京新聞社を訪
由（執刀者）を訪ひ、一昨日紀伊の
設立を依頼し、初めて義
忠治郎の早稲田の校長を万平
明を高等師範学校を訪ひ、
子供、生徒、大いに喜ぶ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十五日

早起[illegible]を指して出発す、北方[illegible]
[illegible]
[illegible]

中あ仁ゑの方ゑ行こと
義原志下元中の仲裁をなす
京都ゑ行と書きもし中方
伯治ゑのうを拾う、ちかちかこん
こ女大の御給ゑうを拾うゑ十四名
殺

十六

始終、ゑあ方ゑ行こと
こもり下車、高あ強ゑ方ゑ休憩
こゑ上女大人戸拾ゑ伯を一緒し神戸行
ゑこ墓を拾い去ゑ梅井野こ拾

東京都立中央図書館蔵

柳谷決況の古跡を訪の村民多数
テントを張りを伯を分ち一緒の淀川
をゑゑ伯の淀川終ゑを山崎野こ
河の傳ゑ伯所の遺跡（豊公山崎宗鑑の
る如ゑ尾を拾ゑ其の茶室も
一説し十四こ淀川ゑこ拾十二名こ
伯治、此の中村元こ嘉小亀治こ方七名
加ゑ、ゑ中村伊三郎の美
大小二城ゑこ利の尾、醸ゑを高ゑ
伯の淀川ゑを、ゑこ分ゑ茶こ作
き日仁今こ拾ゑ又伯の淀川ゑ

終に相成申候ハ我と共に捕られ又伯の
海道筋なる北郡三ヶ所と云
陸奥の北部迄馬軍を地せ可申の
先手を引き又話あるも此こ立ち
ゝ又馬車を走らせ桃山と
於ける義田忠次郎の在に行く
時已に八時、ゝ敵家に
伯の軍勢ハ敵路大夫手勢鎧を脱ぎ十時頃
にて引くゝ高ゝ
り、西山前川伯の家ゝ
夫ゝ長ゝ家ゝ於ける乱戦

東京帝国大学

十七

ゝ生徒の校友七八人
伯の家ゝ伯に面会伯も一緒の
話ゝ家ゝ
ゝ九時ゝ
ゝ家ゝ
ゝ伯ゝ
ゝ家の
ゝ
ゝ
ゝ

東京帝国大学図書館蔵

伯に随行し五山砲撃を石井砲兵
隊に保護され大砲あり弾丸を用
ひ、こゝにも弁六京オ[illegible]を次で
京都に至り伯の海軍に列し終て
仮寓を[illegible]に列し国内騒擾鎮定の後
こゝにも伯に上り軍艦四大砲の砲撃
[illegible]と戦を一番の海軍[illegible]
[illegible]を[illegible]こゝにも[illegible]
[illegible]伯の[illegible]
[illegible]海軍[illegible]
[illegible]伯の[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]伯の[illegible]

[illegible]
[illegible]洋戦を脱し和
[illegible]十二日[illegible]
く

十九日

晴、七日三十五分中[illegible]杉山の時[illegible]
汽車[illegible]式の[illegible]
[illegible]
[illegible]十[illegible]
[illegible]
杉平[illegible]
[illegible]伯の一命の[illegible]

説もあれども、好き場面にあひ、ある場所
弾き津山を始めとして瑞西に於て山居
流を論じ、ある時は明媚の地に至り
し今日の作を中学校に起こる、二日の事
なり。講演すること十二日の早く人を以て
遠き久しく会衆を待たるの義の
ありたりとて感し（今年）別り（平福）
の住宅を一坪の場所をみて空
五月）守屋氏四又北海に於て
の演説をし（後）を雲州（今出雲）前の
一章を拙者をもらし伯の活説をも
立ちて今特に一切の事柄の活説を

を見しつる山を（西）四つ、西も経年に
代二三ヶ所にも事実又芸者の
事者を拙者（播磨）の活説集中の国
雑ることあるも）に拙説見人と山陽と
云ふ、辛うして今既に、今を中庭にも
倫敦氏と拙者も深交にあるを
を弗比十二日の作にあり

二十日

時、立ち出き杉山岩三郎を其の邸に訪
て芸術の件を説き、北家に於ての海内
男子紅伯に先ちて伯に行て年

[illegible]の流れを汲む
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一年ゝゝゝ

終へて群衆中を疾走し行くこと
群衆叫びて [illegible] 左へ跳け左へ逃る
行樹の名称を一つ、馬を巷に暴れ
濠中へおちんとす余伯のけんか
る色を失ひ赤ひく一松樹の支へあ
るを其の作るを人生を揮ひて馬を
衛定しこれを信じ馬を抑止するを伯
こゝに書と三の屋敷西に乳寺をしる
悔うも能の信しもしもし元瑞伯のあまりて
勢的新説祖河の事を作り酒盛の興
をこゝろみこれより計り二伯のうち活法
ちも罰能しもち、伯を立ちて女大の

[illegible]

海浜今こゝ恢はれ今は
まる金こゝ浜乗を解し移転を
拍を過る心泡沫の如行一冊小器
伯の日記一冊結河内自宅の居徳
敬を雑ひ、移こゝ家り一浴し
敬之貴初めて新るの学を刷すること
伯こゝ山本紀生校長こゝ来る、行こ
日付伯の故郷の中村屋こゝ到り泊す

二十二日

晴、こゝ乳の伯こゝ来乳寺を
伯の元浜伯元来也こゝ鈴行ちも

遠藤の墓を訪ふ。余も共に墓の建物を一説
初の墓を拝し所に梁の建物を一説
して去る。こんもりと中井三郎兵衛の
俗しゃうる東山天満宮を参詣す。伯男(勇也)
高倉大黒丸四十名と共に
あるもの多く名流を羅す。伯男(勇也)
并に余藤持子の案内する清水寺後
方なる一切経堂に行く、其後の所
碑、稱光ヶ淵、砂軍塚を歴訪
し都ホテルにて午餐を食す
此日三時日光を要あり、伏見の志
伯を招待する京方へ赴く

の余も陪乗を許し同寺後に招き
あるもの多く倍る光摂寺墓の
所列を見、伯と共に旅館に帰る
義原元弟不和の所を伯の仲裁
を待つものなり余
も什載ちも高槻伯
都を去る、余も四伯を停車場に
送り帰宅する所なり

二十三日

晴、清文堂主人来訪山伯が著の所
印井海の訪問一冊を贈る、午後、

[illegible]

二十四日

九時(午前)[illegible]

十時参殿[illegible]

[illegible]大隈伯夫婦を伴ひ[illegible]

時宜[illegible]の[illegible]、雷雨[illegible]つき[illegible]

面白き、不生[illegible]堀[illegible]の来信を[illegible]

す、江印島[illegible]

[illegible]生[illegible]一[illegible]を[illegible]

[illegible]を[illegible]

二十五日

晴、[illegible]

英書[illegible]

[illegible]帝国劇場[illegible]

[illegible]のハムレット[illegible]

二十二日

昨、海保君らも共に今回創始に於て
[illegible]
山崎氏らと朝夕[illegible]
[illegible]
二三の[illegible]
大阪陣[illegible]
[illegible]
[illegible]

四時、法四天王寺ハムレツト劇
出版仏像を造ること 海軍男爵 根元帝
国劇場 ゝ 根元男爵 ゝ 於て彫刻
を受く、典礼を執る

二十六日

晴、高野山に登る、伽藍堂塔を拝す、江印清次郎氏
元帝紀を見る、其時信城氏も来
寺務所、塔婆を訪ひ之を根元
仏を根源し且つ福元石の墓碑を
見る、下谷都ゝ上

東京原製

堂拝、御廟に行き妹婦に会する、度
用ひ微妙印象あり、宮を
場ふ元義が白鳥の手紙を読む、大阪殺
ゆきも原に伝ふ、真言宗
燈ふ、義母遠沙印幸田幸花に
を見る、村山氏一の主流、外形の文よ
り来訪ふ、村山氏も知を知る杉
山氏に来る

三十〇

雨、義母に紙を送る、辻岡海
を拝きて義に根元を送る

件を協議する、殺人犯人を捜索する、古沢
の家族の代表者高山左三山氏外壬生
寺を訪ふ、元治
松島恢と書を無名の、之れ二人の者
を屠るべき定議を改めしそれ
ゆえ其二人の者の名を
一人を芹沢とする事
天皇と余現る
也現る事
しうる四法律上に現ることを。

三十一

同書、之新撰組の時の法度
四条書の表面に風来する名流書簡中
附する付箋と一二をもとに即ち故
草沢七しもく考き
但其後、四条の
組代表者を強の表者とする
して知る、八月十四日割、分関山の
出る陣す、其日出来る、仮山出張
岸和田士と書を取
長を殺、並に高山義留を
子の子を殺し来る、

東京原製

以下
3丁
白紙

閲覧室

牛込区矢来町三十六
浅野切
上京区新町通今出川上ル
久野東次郎
大阪市東区東之横堀
角田勤市

東京原製 商標